

四半期報告書

(第66期第1四半期)

自 平成30年2月1日
至 平成30年4月30日

クロスプラス株式会社

名古屋市西区花の木三丁目9番13号

(E02967)

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) ライツプランの内容	6
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(6) 大株主の状況	6
(7) 議決権の状況	7
2 役員の状況	7
第4 経理の状況	8
1 四半期連結財務諸表	9
(1) 四半期連結貸借対照表	9
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	11
四半期連結損益計算書	11
四半期連結包括利益計算書	12
2 その他	16
第二部 提出会社の保証会社等の情報	16

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年6月11日
【四半期会計期間】	第66期第1四半期（自 平成30年2月1日 至 平成30年4月30日）
【会社名】	クロスプラス株式会社
【英訳名】	CROSS PLUS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 大寛
【本店の所在の場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【電話番号】	052-532-2211（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 西垣 正孝
【最寄りの連絡場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【電話番号】	052-532-2211（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 西垣 正孝
【縦覧に供する場所】	クロスプラス株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第1四半期連結 累計期間	第66期 第1四半期連結 累計期間	第65期
会計期間	自平成29年 2月1日 至平成29年 4月30日	自平成30年 2月1日 至平成30年 4月30日	自平成29年 2月1日 至平成30年 1月31日
売上高 (百万円)	15,816	15,080	62,780
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	370	△46	526
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失(△) (百万円)	331	△15	666
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	252	△122	913
純資産額 (百万円)	11,131	12,036	11,782
総資産額 (百万円)	29,814	30,664	29,264
1株当たり四半期(当期)純利 益金額又は1株当たり四半期純 損失金額(△) (円)	45.26	△2.14	91.14
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	—	—	91.01
自己資本比率 (%)	37.3	39.2	40.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、第65期第1四半期連結累計期間は潜在株式が存在しないため、第66期第1四半期連結累計期間は潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当第1四半期連結累計期間において、株式会社サードオフィスの株式を取得し、連結子会社としております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間（平成30年2月1日～平成30年4月30日）におけるわが国経済は、企業収益が堅調に推移するとともに、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、海外経済の不確実性や地政学リスクの影響などが懸念され、先行きの見通しが不透明な状況が続いております。

当アパレル業界は、インバウンド需要で百貨店の化粧品や高額商品は好調に推移し、気温の上昇から春夏物の消費も堅調に推移したものの、消費者の節約志向は依然として強く、国内市場全体としては引き続き厳しい事業環境が続きました。

このような環境の中、当社グループは、企画提案力の強化、専門店向け販路の拡大に取り組んでまいりました。また、平成30年2月よりメンズを主力として相手先ブランドの企画製造事業を行う（株）サードオフィスがグループに加わっています。

売上高は、専門店向けや無店舗向けの販売を伸ばしたものの、量販店向けの販売が減少しました。専門店向けは専任部署での新規取引の開拓と（株）サードオフィスの連結化により、セレクトショップ等の販路拡大を行いました。

利益面では貿易コストの見直しを進めると共に、グループでの生産管理を共通化し、不良品の削減、納期管理の強化をすることで、コストの削減を進めました。

しかしながら、衣料品市場全体として商品価格帶の低下から販売単価の下落が進み、売上は数量増で補うことができず、売上総利益率も悪化しました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は150億80百万円（前年同期比4.7%減）、営業損益は72百万円の損失（前年同期は3億64百万円の営業利益）、経常損益は46百万円の損失（前年同期は3億70百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する四半期純損益は15百万円の純損失（前年同期は3億31百万円の親会社株主に帰属する四半期純利益）となりました。

なお、当社グループは、衣料品事業の単一セグメントでありますので、セグメント情報の記載はしておりません。

販売チャネル別の売上高は、以下のとおりです。

区分	金額（百万円）	前年同期比（%）
量販店	5,567	△12.9
専門店	6,574	+2.0
無店舗	1,841	+21.6
その他卸売	313	+8.2
小売	804	△32.7
消去	△21	—
合計	15,080	△4.7

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、306億64百万円となり、前連結会計年度末に比べ14億00百万円の増加となりました。

流動資産は209億75百万円となり、前連結会計年度末に比べ9億41百万円の増加となりました。流動資産の増加の主な要因は、現金及び預金が3億50百万円減少したものの、売上債権が4億70百万円増加し、商品が7億81百万円増加したことによります。

固定資産は96億88百万円となり、前連結会計年度末に比べ4億58百万円の増加となりました。固定資産の増加の主な要因は、無形固定資産が1億95百万円増加し、投資有価証券が1億64百万円増加したことによります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の負債は186億28百万円となり、前連結会計年度末に比べ11億46百万円の増加となりました。

流動負債は148億24百万円となり、前連結会計年度末に比べ10億00百万円の増加となりました。流動負債の増加の主な要因は、仕入債務が3億07百万円減少したものの、短期借入金が14億40百万円増加したことによります。

固定負債は38億03百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億46百万円の増加となりました。固定負債の増加の主な要因は、長期借入金が98百万円増加したことによります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、120億36百万円となり、前連結会計年度末に比べ2億53百万円の増加となりました。純資産の増加の主な要因は、繰延ヘッジ損益が1億93百万円増加したことによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また、新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容、当社グループの独自性及び当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社が中長期的な経営を行っていくことで当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討あるいは当社取締役会が代替案を提案するための時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

(イ) 企業価値向上への取組み

当社は、昭和28年に櫻屋商事株式会社を設立し婦人服の企画・製造・販売を行う総合アパレル企業として、量販店を中心に多くの取引先を通じ業容を拡大してまいりました。平成13年にクロスプラス株式会社に社名変更し、「夢と喜びあふれるファッショントリニティ」の経営理念のもと、製造卸売事業を主軸としながらS P A事業を加えたグループ戦略を通じ、持続的成長と経営基盤の強化に取組んでまいりました。

当社事業の特徴は、婦人服業界トップシェアの販売枚数を誇る高感度・高品質・低価格を備えた「マスファッショントリニティの単品競争力」、独自のコンセプトを持つデザイナーズブランドやオリジナルブランドなど多彩な「ブランド力」、マスファッショントリニティの単品競争力とブランド力を掛け合わせた「売場提案型トータルウェアリングの企画力・提案力」になります。

主力となる製造卸売事業では、量販店、無店舗向けでは業界トップの地位を確保し、専門店、百貨店など幅広い取引先と強固な信頼関係を築いております。また、S P A事業では、「ATSURO TAYAMA」、「JUNKO SHIMADA」のデザイ

ナーズブランドによる百貨店での店舗展開をしております。さらに、マスファッショングの企画・生産力とマルチチャネルへの販売力、デザイナーズブランドのトータルウェアリングの演出力を組み合わせ、売場提案型トータル販売に取組んでおります。また、中国やアセアンの海外有力工場との取組みによる効率的なサプライチェーンを構築しております。これらは変化の激しいファッショング市場動向において機動力、柔軟性を発揮できる独自の仕組み、企画・生産・販売まで一貫して運営する事業部組織のディビジョン制にも支えられ、当社の企業価値の源泉となるものです。

今後も、当社はグループ内で製造卸売、S P Aそれぞれの強みを共有し活用することで国内市場での基盤強化に努め、アジアを中心とする海外マーケットの開拓により成長を図り、企業価値・株主共同の利益の向上に取組んでまいります。

(ロ) コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、経営の効率や公正性、法令順守を確保するためのコーポレート・ガバナンスの強化は、多様なステークホルダーの皆様と適切な関係を維持し、社会的な責任を果すことに繋がり企業価値・株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

当社は、経営の意思決定と業務執行を明確化するため、営業部門の業務執行機関として執行役員制度を導入しております。営業部門には担当執行役員を配し、部門間の連携を取りつつコンプライアンスの徹底、業務の迅速化及び効率化に努めております。

また、現在当社の取締役 7名のうち 2名は社外取締役であり監査役 4名のうち 2名は社外監査役であることから独立性の高い役員により取締役の業務執行を監視できる体制となっております。取締役の任期は、経営陣の責任明確化のため、1年となっております。

さらに、コンプライアンス体制の強化のため法令順守の具体策の審議や社内の啓蒙活動を行う機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、有効期間は、平成31年1月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、もしくは(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又はこれに類似する行為（以下併せて「買付等」といいます。）を適用対象とし、こうした場合に上記目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、買付者及び買付提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を順守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会の買付者等による買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）等が、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会に提供され、その検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を独自に得た上、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を順守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決議いたします。

本プランの詳細な内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.crossplus.co.jp/>)に掲載しております。

④ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、上記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものであり、基本方針に沿ったものであり、また、以下の理由により当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ・買収防衛策に関する指針の要件に完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容になっております。

- ・株主共同の利益の確保・向上を目的に導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付がなされた際に、株主の皆様が、当該大量買付に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上させるという目的をもって導入しております。

- ・株主意思を重視するものであること

本プランは、平成28年4月27日に開催の当社第63回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただき継続されたものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認するものとされており、その有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを撤回する決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。

- ・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立性の高い社外者で構成される独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社株式に対して買付等がなされた場合、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役はその判断を最大限尊重することとします。さらに、同委員会の判断の概要は株主の皆様に情報開示されることとされており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

- ・合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的で客観的な要件が充足されなければ、実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

- ・第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、公認会計士、弁護士等の独立した第三者の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

- ・当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年とされており、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止することができるものとされております。従って、毎年の当社取締役の選任を通じても、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることができます。

- ・デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することができる、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,600,000
計	31,600,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成30年6月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,718,800	7,718,800	東京証券取引所市場第二 部及び名古屋証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株
計	7,718,800	7,718,800	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成30年6月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年2月1日～ 平成30年4月30日	—	7,718,800	—	1,944	—	2,007

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができないので、直前の基準日である平成30年1月31日現在で記載しております。

①【発行済株式】

平成30年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 401,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,313,900	73,139	—
単元未満株式	普通株式 3,700	—	—
発行済株式総数	7,718,800	—	—
総株主の議決権	—	73,139	—

②【自己株式等】

平成30年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
クロスプラス株式会社	名古屋市西区花の木三丁目 9番13号	401,200	—	401,200	5.19
計	—	401,200	—	401,200	5.19

(注)平成30年4月30日現在の自己株式数は、401,260株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成30年2月1日から平成30年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年2月1日から平成30年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,243	3,892
受取手形及び売掛金	10,932	※4 11,937
電子記録債権	2,281	1,746
商品	1,901	2,683
貯蔵品	15	19
その他	660	712
貸倒引当金	△0	△16
流動資産合計	20,033	20,975
固定資産		
有形固定資産	4,084	4,093
無形固定資産	100	295
投資その他の資産		
投資有価証券	4,535	4,699
その他	※1 510	※1 599
投資その他の資産合計	5,045	5,299
固定資産合計	9,230	9,688
資産合計	29,264	30,664
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,351	5,167
電子記録債務	5,314	4,191
短期借入金	※3 1,600	※3 3,040
1年内返済予定の長期借入金	607	725
未払法人税等	99	31
賞与引当金	92	217
返品調整引当金	46	39
その他	1,713	1,412
流動負債合計	13,824	14,824
固定負債		
長期借入金	1,473	1,571
退職給付に係る負債	992	982
その他	1,190	1,248
固定負債合計	3,657	3,803
負債合計	17,481	18,628

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年4月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,944	1,944
資本剰余金	2,007	2,007
利益剰余金	6,925	6,887
自己株式	△532	△532
株主資本合計	10,344	10,307
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,648	1,747
繰延ヘッジ損益	△239	△46
為替換算調整勘定	53	44
退職給付に係る調整累計額	△37	△34
その他の包括利益累計額合計	1,424	1,711
新株予約権	13	17
純資産合計	11,782	12,036
負債純資産合計	29,264	30,664

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年2月1日 至 平成30年4月30日)
売上高	15,816	15,080
売上原価	12,446	12,129
売上総利益	3,370	2,951
返品調整引当金戻入額	37	46
返品調整引当金繰入額	40	35
差引売上総利益	3,366	2,962
販売費及び一般管理費	3,002	3,035
営業利益又は営業損失(△)	364	△72
営業外収益		
受取利息	2	1
受取家賃	11	36
その他	10	16
営業外収益合計	24	54
営業外費用		
支払利息	4	7
賃貸収入原価	11	9
為替差損	—	11
その他	1	0
営業外費用合計	18	28
経常利益又は経常損失(△)	370	△46
特別利益		
固定資産売却益	—	1
特別利益合計	—	1
特別損失		
固定資産売却損	—	0
投資有価証券売却損	—	1
投資有価証券評価損	—	5
特別損失合計	—	7
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	370	△53
法人税、住民税及び事業税	39	21
法人税等調整額	△0	△58
法人税等合計	39	△37
四半期純利益又は四半期純損失(△)	331	△15
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	331	△15

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年2月1日 至 平成30年4月30日)
四半期純利益又は四半期純損失（△）	331	△15
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△31	99
繰延ヘッジ損益	△42	△193
為替換算調整勘定	△11	△9
退職給付に係る調整額	7	△3
その他の包括利益合計	△78	△106
四半期包括利益	252	△122
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	252	△122
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、株式会社サードオフィスの株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成30年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年4月30日)
投資その他の資産（その他）	1百万円	1百万円

2 偶発債務

保証債務等

関連会社等の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成30年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年4月30日)
株式会社ディスカバリープラス	30百万円	30百万円

受取手形割引高及び電子記録債権割引高

	前連結会計年度 (平成30年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年4月30日)
受取手形割引高	－百万円	32百万円
電子記録債権割引高	－	81

※3 当座貸越契約

当社及び連結子会社（スタイリンク株式会社及び株式会社サードオフィス）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年4月30日)
当座貸越極度額	5,350百万円	5,100百万円
借入実行残高	1,600	2,700
差引額	3,750	2,400

※4 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成30年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年4月30日)
受取手形	－百万円	14百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年2月1日 至 平成30年4月30日)
減価償却費	48百万円	46百万円
のれんの償却額	—	10

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年3月24日 取締役会	普通株式	14百万円	2円00銭	平成29年1月31日	平成29年4月10日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成30年2月1日 至 平成30年4月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年3月23日 取締役会	普通株式	21百万円	3円00銭	平成30年1月31日	平成30年4月9日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日）及び当第1四半期連結累計期間

（自 平成30年2月1日 至 平成30年4月30日）

当社グループは、衣料品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社は、平成29年12月27日開催の取締役会にて、アパレルODM事業、OEM事業等を手掛ける株式会社サードオフィスを子会社化することを決議し、平成29年12月27日付で株式譲渡契約書を締結いたしました。なお、平成30年2月1日付で全株式を取得しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社サードオフィス

事業の内容 メンズを主力としたアパレルODM・OEM事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社サードオフィスは、メンズを主力としたアパレルODM・OEM事業を行っています。同社は、企画・デザイン力を強みとしており、セレクトショップや有力SPA等の幅広い顧客との取引を開拓しております。

当社グループは、3ヵ年の中期経営計画で「製造卸売事業の安定した収益基盤の確立」を掲げ、「新規販路の拡大」を重要な施策として取組んでおります。当社は、この施策を積極的に進めるために販路の拡大とメンズアパレル商品の強化を目的として、同社の株式を取得し、子会社としました。

(3) 企業結合日

平成30年2月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成30年2月1日から平成30年4月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

株式譲渡契約の定めにより、当社は秘密保持義務を負っていることから非開示とさせていただきます。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

208百万円

(2) 発生原因

主として株式会社サードオフィスのメンズを主力としたアパレルODM・OEM事業により、販路の拡大とメンズアパレル商品の強化によって期待される超過収益力であります。

(3) 債却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成29年 2月 1 日 至 平成29年 4月 30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成30年 2月 1 日 至 平成30年 4月 30日)
1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額 (△)	45円26銭	△2円14銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額 (△) (百万円)	331	△15
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額 (△) (百万円)	331	△15
普通株式の期中平均株式数 (千株)	7,317	7,317

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、前第 1 四半期連結累計期間は潜在株式が存在しないため記載しておらず、当第 1 四半期連結累計期間は潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年6月8日

クロスプラス株式会社

取締役会 御中

ひ び き 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員

公認会計士 小川 明 印

代表社員
業務執行社員

公認会計士 倉持政義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクロスプラス株式会社の平成30年2月1日から平成31年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年2月1日から平成30年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年2月1日から平成30年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社の平成30年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期レビュー報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。